

令和8年9月4日付課法2-19ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

租税特別措置法通達関係

○ 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設（法令改正）

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアで、産業競争力強化法に規定する特定生産性向上設備等（その法人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）の施行の日（令和8年7月31日）から令和11年3月31日までの期間内に産業競争力強化法の確認を受けたものに限り、）に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定機械装置等」といいます。）の取得等をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）は、その特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）相当額の税額控除との選択適用ができる制度が創設されました。ただし、控除税額はその事業年度の調整前法人税額の20%を上限とし、一定の法人に係る税額控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされました。

なお、法人（中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等を除きます。）の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除きます。）を適用しないこととされました。

- 1 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%（次の場合のいずれにも該当する場合には、2%）以上であること。
 - (1) その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又はその事業年度終了の時ににおいてその法人の常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合
 - (2) その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であってその事業年度の前事業年

- 度の所得の金額が0を超える一定の場合又はその事業年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合
- 2 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（上記1(1)及び(2)の場合のいずれにも該当する場合には、40%）を超えること。

○ **生産等設備の範囲（措通42の12の7－1 新設）**

生産等設備の範囲について、その法人が行う生産等活動の用に直接供される減価償却資産で構成されているものがこれに該当することを明らかにしています。

○ **取得価額の判定単位（措通42の12の7－2 新設）**

本制度の適用を受けようとする資産の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するところ、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができることを明らかにしています。

○ **圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定（措通42の12の7－3 新設）**

本制度の適用を受けようとする資産の取得価額が160万円以上、120万円以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その資産が法人税法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしています。

○ **貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与（措通42の12の7－4 新設）**

その法人が取得等をした特定機械装置等を委託先に貸与した場合においても、その特定機械装置等が、専らその法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときには、その特定機械装置等はその法人の営む事業の用に供したものとすることを明らかにしています。

○ **中小企業者であるかどうかの判定の時期等（措通42の12の7－5 新設）**

本制度（繰越税額控除制度を除きます。）を適用しないこととする措置における法人が中小企業者に該当するかどうかの判定並びに上記 1 (1) 及び 2 の判定に当たっては、租税特別措置法関係通達（法人税編）42 の 13－2 から 42 の 13－10 までの取扱いを準用することを明らかにしています。